

五監公告第 7 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年6月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査
2. 措置を講じた団体等
さくらんど温泉運営グループ（村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター）
（商工観光課：指定管理に関する事務の所管課）
3. 監査の期間
平成25年 7 月31日～平成25年 9 月24日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① さくらんど温泉及び農村環境改善センターの入館料及び使用料の減免については、五泉市さくらんど温泉及び農村環境改善センター条例第7条に規定されており、第13条の読替規定等の適用を受けているが、これによらない事務処理が行われていた。今後は条例等による適正な事務処理に努められたい。	当該施設の入館料及び使用料の減免について指定管理者と協議を行い、平成26年度より条例に基づき事務処理を行う事を確認しました。